

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案(議第153号)  
滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案(議第154号)

改正の理由

- 1 人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する。
- 2 知事等の特別職について、期末手当の支給割合を改定するため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

1 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

※一般職の任期付職員および一般職の任期付研究員についても下記に準じて改定

- (1) 給料：給料月額を引上げ（平均0.3%）【令和4年4月から遡及適用】
- (2) 期末手当および勤勉手当【令和4年12月支給分から遡及適用】
  - ① 一般職の職員の勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ
  - ② 再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ
  - ③ 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ
- (3) 扶養手当：子に係る手当額を200円引上げ【令和4年4月から遡及適用】

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

・特別職の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ【令和4年12月支給分から遡及適用】

※1、2の遡及適用分については、令和5年1月例月給与で差額を支給予定

所要額

(千円)

項目	一般会計
給料等	265,839
扶養手当	26,499
地域手当	16,191
期末手当	77,637
勤勉手当	726,652
共済組合負担金	141,986
計	1,254,804